

○岡山市中央卸売市場業務条例施行規程

令和2年5月18日

岡山市市場事業部管理規程第9号

岡山市中央卸売市場業務条例施行規程（平成17年市市場事業部管理規程第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第5条－第20条）

第2節 仲卸業者（第21条－第29条）

第3節 売買参加者（第30条－第33条）

第4節 売買参加代理者及び売買参加補助者（第34条－第36条）

第5節 関連事業者（第37条－第42条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第43条－第67条）

第4章 卸売の業務に関する品質管理（第68条）

第5章 市場施設の使用

第1節 総則（第69条－第75条）

第2節 使用料（第76条－第83条）

第6章 監督（第84条－第85条）

第7章 雑則（第86条－第89条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（従たる取扱品目）

第2条 条例第3条第1号に規定する規程で定める食料品等は、うずら卵、野菜苗及び正月用お飾りとする。

2 条例第3条第2号に規定する規程で定める食料品は、冷凍品とする。

(せり売の開始の告知)

第3条 市場事業管理者（以下「管理者」という。）は、通常の卸売開始の時刻（卸売業者が行うせり売の開始時刻をいい、以下単に「せり売開始時刻」という。）をサイレンその他の方法をもって告知する。

2 卸売業者は、卸売場においてせり売開始時刻を告知しなければならない。

(臨時の営業又は休業)

第4条 市場において業務を行う者は、臨時に休業し、又は休日に営業しようとするときは、様式第1号の承認申請書により、管理者の承認を受けなければならない。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

(卸売業務の許可申請書)

第5条 条例第12条第3項に規定する規程で定める許可申請書は、様式第2号によるものとする。

2 条例第12条第4項に規定する規程で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の履歴書

(4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

(5) 卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号（以下「省令」という。）第7条第1項に規定する別記様式第2号の例により作成した最近2年間における事業報告書

(6) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書

(7) 申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使する

ことができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書

ア 申請者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係

イ 申請者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の大過半数又は代表する権限を有する役員の大過半数を占める関係

ウ 申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係（イに掲げるものを除く。）

(8) 申請者が条例第12条第5項第2号から第4号まで若しくは第8号又は第9号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(9) 申請者が条例第12条第6項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

(10) 申請の日現在において申請者の市町村税の滞納がないことを証明する書面（代表者に係るものを含む。）

（卸売業務に必要な知識の認定）

第6条 条例第12条第5項第5号に規定する知識及び経験は、管理者が別に定めるものにより、認定を行うものとする。

（純資産額の計算方法）

第7条 条例第12条第7項の規定により純資産額を計算する場合には、第1号に掲げる資産の額の合計額から第2号に掲げる負債の額の合計額を控除するものとする。

(1) 資産

ア 現金

イ 預金（支払期日が1年以内に到来しない定期預金を除く。）

ウ 売掛金

- エ 受取手形
- オ 有価証券（親会社株式，投資有価証券及び子会社株式を除く。）
- カ 親会社株式
- キ 商品
- ク 貯蔵品
- ケ 前渡金（荷主前渡金を除く。）
- コ 荷主前渡金
- サ 前払費用（1年以内に償却され費用となるものに限る。）
- シ 未収収益
- ス 立替金
- セ 短期貸付金
- ソ 未収金
- タ 仮払金
- チ アからタまでに掲げるもの以外の流動資産
- ツ 建物
- テ 構築物
- ト 機械及び装置
- ナ 船舶及び車両その他の陸上運搬具
- ニ 工具，器具及び備品
- ヌ 土地
- ネ 建設仮勘定
- ノ ツからネまでに掲げるもの以外の有形固定資産
- ハ のれん
- ヒ 借地権（地上権を含む。）
- フ 電話加入権
- ヘ 施設負担金
- ホ ハからへまでに掲げるもの以外の無形固定資産
- マ 投資有価証券（子会社株式を除く。）

- ミ 子会社株式
- ム 出資金（子会社出資金を除く。）
- ムの2 子会社出資金
- メ 長期貸付金
- モ 開設者預託保証金
- ヤ 定期預金（支払期日が1年以内に到来しないものに限る。）
- ユ 長期前払費用（サに掲げるものを除く。）
- ヨ 事業者保険料
- ラ マからヨまでに掲げるもの以外の投資等
- リ 創立費
- ル 開業費
- レ 試験研究費
- ロ 開発費
- ワ 新株発行費
- ヲ リからワまでに掲げるもの以外の繰延資産

## (2) 負債

- ア 受託販売未払金
- イ 買掛金
- ウ 支払手形
- エ 短期借入金
- オ 未払金（未払税金を除く。）
- カ 未払税金
- キ 未払費用
- ク 前受金
- ケ 預り金（預り保証金を除く。）
- コ 前受収益
- サ 仮受金
- シ 賞与引当金

ス アからシまでに掲げるもの以外の流動負債

セ 長期借入金

ソ 預り保証金

タ 退職給付引当金

チ セからタまでに掲げるもの以外の固定負債

ツ 引当金（シ，ス，タ及びチに掲げるものを除く。）

2 前項に規定する資産及び負債の額は，純資産額の計算を行う日（以下「計算日」という。）における帳簿価額により計算するものとする。ただし，資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき，負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは，その評価した額により計算するものとする。

（誓約書の提出）

第8条 第5条第2項第8号に規定する誓約書は，様式第3号による。

（卸売業者の保証金の額）

第9条 条例第14条第1項に規定する規程で定める保証金の額は，当該事業年度の開始日前1年間の卸売の売上金額（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。）の区分に応じ，それぞれ次のとおりとする。

区分	売上金額	保証金の額
青果物	50億円未満	250万円
	50億円以上100億円未満	500万円
	100億円以上150億円未満	750万円
	150億円以上200億円未満	1,000万円
	200億円以上250億円未満	1,250万円
	250億円以上300億円未満	1,500万円
	300億円以上	1,600万円
水産物	50億円未満	250万円
	50億円以上100億円未満	500万円
	100億円以上150億円未満	750万円

150億円以上200億円未満	1,000万円
200億円以上250億円未満	1,250万円
250億円以上300億円未満	1,500万円
300億円以上400億円未満	2,000万円
400億円以上	2,400万円

2 条例第12条第1項の許可を受けて新たに業務を開始する者に係る前項の適用については、同項中「売上金額」とあるのは「業務開始後1年間の卸売の予定金額（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。）」とする。

（有価証券の充当）

第10条 条例第16条の場合において、預託を受けた保証金たる有価証券の利札は、保証金に含むものとする。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書）

第11条 条例第19条第3項に規定する規程で定める譲渡し及び譲受けに係る認可申請書は、様式第4号によるものとする。

（卸売業者の合併及び分割の認可申請書等）

第12条 条例第19条第3項に規定する規程で定める合併に係る認可申請書は、様式第5号によるものとする。

2 前項の認可を受けた者は、合併手続き終了後、様式第6号により、遅滞なく、管理者に報告しなければならない。

3 条例第19条第3項に規定する規程で定める新設分割に係る認可申請書は、様式第7号によるものとする。

4 条例第19条第3項に規定する規程で定める吸収分割に係る認可申請書は、様式第8号によるものとする。

5 前2項の認可を受けた者は、会社分割手続き終了後、様式第9号により、遅滞なく、管理者に報告しなければならない。

（卸売業者の名称変更等の届出）

第13条 条例第20条により行う届出は、様式第10号によるものとする。

2 卸売業者は、卸売業者又はその役員若しくはせり人が、次の各号のいずれかに該当す

ることとなったときは、遅滞なく、その旨を書面により、管理者に届け出なければならない。

(1) 破産者となったとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき、又は法の規定により罰金の刑に処せられたとき。

(残高試算表の提出)

第14条 卸売業者は、月末をもって残高試算表を作成し、翌月の10日までに管理者に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第15条 条例第22条に規定する事業報告書は、省令第7条第1項に規定する別記様式第2号によるものとする。

(せり人の登録申請書等)

第16条 条例第24条第2項に規定するせり人の登録申請書は様式第11号により、同条第4項に規定するせり人登録簿は様式第12号により、同項に規定する登録証は様式第13号によるものとする。

2 条例第24条第3項に規定する規程で定める書類とは、次に掲げるものとする。

(1) 登録を受けようとするせり人の履歴書

(2) 登録を受けようとするせり人の市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書面

(3) 登録を受けようとするせり人の写真

(4) 社内研修結果報告書

(せり人の試験)

第17条 条例第24条第6項に規定する試験は、管理者が別に定めるところにより行うものとする。

(せり人の登録更新申請書)

第18条 条例第25条第2項に規定する登録更新申請書は、様式第14号によるものとする。

(せり人の記章等)

第19条 条例第28条に規定する規程で定める記章は、様式第15号によるものとする。



2 せり人は、前項に規定する記章又は第16条第1項に規定する登録証を紛失、盗難又はき損したときは、直ちに様式第16号により、管理者に届け出るとともに、その再交付を受けなければならない。

(卸売業者の記章)

第20条 卸売業者の役員及びその従業員は、市場内においては常に一定の記章を着用しなければならない。

## 第2節 仲卸業者

(仲卸業務の許可申請書)

第21条 条例第31条第3項に規定する規程で定める許可申請書は、様式第17号によるものとする。

(仲卸業務の許可)

第22条 条例第31条第4項第5号に規定する知識及び経験又は資力信用は、管理者が別に定めるものにより、認定を行うものとする。

(仲卸業者の保証金の額)

第23条 条例第33条第1項に規定する規程で定める保証金の額は、当該仲卸業者が市に納付すべき仲卸業者売場使用料の月額額の6倍とし、その額は36万円以上80万円以下の範囲内とする。

2 前項の場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げて計算するものとする。

(仲卸業者の営業又は事業の譲渡し及び譲受け認可申請書)

第24条 条例第35条第3項に規定する規程で定める営業又は事業の譲渡し及び譲受けに係る認可申請書は、様式第18号によるものとする。

(仲卸業者の合併の認可申請書等)

第25条 条例第35条第3項に規定する規程で定める合併に係る認可申請書は、様式第19号によるものとする。

2 前項の認可を受けた者は、合併手続終了後、様式第20号により、遅滞なく、管理者に報告しなければならない。

3 条例第35条第3項に規定する規程で定める新設分割に係る認可申請書は、様式第2

1号によるものとする。

4 条例第35条第3項に規定する規程で定める吸収分割に係る認可申請書は、様式第22号によるものとする。

5 前2項の認可を受けた者は、会社分割手続終了後、様式第23号により、遅滞なく、管理者に報告しなければならない。

(仲卸業者の名称変更等の届出書)

第26条 条例第36条に規定する名称変更等の届出は、様式第24号により行うものとする。

2 前項に規定する届出を行う者は、当該仲卸業者の所属する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に基づき設立された中小企業等協同組合又はそれらに相当する団体等で管理者が指定するもの（以下「指定団体」という。）を経て届出書を管理者に提出することができる。

(事業報告書)

第27条 条例第37条に規定する規程で定める事業報告書は、様式第25号によるものとする。

(仲卸業者の記章)

第28条 仲卸業者は、市場内においては様式第26号による記章を着用しなければならない。

2 第19条第2項の規定は、前項の記章について準用する。

(準用規定)

第29条 第8条及び第10条の規定は、仲卸業者について準用する。

### 第3節 売買参加者

(売買参加者の承認申請書)

第30条 条例第38条第3項に規定する規程で定める承認申請書は、様式第27号によるものとする。

(売買参加者の有効期間等)

第31条 条例第38条第1項に規定する承認については、管理者が別に定めるものにより、有効期間を定めることができる。

2 条例第38条第4項第2号に規定する必要な知識及び経験又は資力信用は、管理者が別に定めるものにより、認定を行うものとする。

(売買参加者の名称変更等の届出書)

第32条 条例第40条に規定する名称変更等の届出は、様式第28号により行うものとする。

2 前項に規定する届出を行う者は、指定団体を経て届出書を管理者に提出することができる。

(売買参加者の記章)

第33条 売買参加者は、市場内においては様式第29号による記章を着用しなければならない。

2 第19条第2項の規定は、前項の記章について準用する。

#### 第4節 売買参加代理者及び売買参加補助者

(売買参加代理者及び売買参加補助者の定義)

第34条 この規程において売買参加代理者（以下「代理者」という。）とは、仲卸業者又は売買参加者の役員又は使用人であって、卸売業者が行う卸売の相手方としての業務を代行する者をいい、売買参加補助者（以下「補助者」という。）とは、それぞれの者の業務を補助する者をいう。

(代理者及び補助者の承認等)

第35条 代理者及び補助者を置こうとする仲卸業者又は売買参加者は、管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、取扱品目ごとに行う。

3 第1項に規定する承認の基準及びその他必要な事項については、管理者が別に定める。

(代理者及び補助者の記章)

第36条 代理者及び補助者は、市場内においては様式第26号又は様式第29号を準用した記章を着用しなければならない。

2 第19条第2項の規定は、前項の記章について準用する。

#### 第5節 関連事業者

(関連事業者の業務)

第37条 条例第42条第1項に規定する規程で定める業務の種類は、別表第1に掲げるとおりとする。

(関連事業者の許可申請書)

第38条 条例第42条第2項に規定する規程で定める許可申請書は、様式第30号によるものとする。

(関連事業者の数の最高限度)

第39条 条例第43条第9号に規定する規程で定める数の最高限度は、90とする。

(関連事業者の保証金の額)

第40条 条例第44条第3項に規定する規程で定める保証金の額は、当該関連事業者が市に納付すべき事務所使用料及び関連事業者売場使用料のそれぞれの月額額の6倍に相当する額とする。

2 第23条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(関連事業者の名称変更等の届出書)

第41条 条例第47条に規定する名称変更等の届出は、様式第31号により行うものとする。

2 前項に規定する届出を行う者は、指定団体を経て届出書を管理者に提出することができる。

(準用規定)

第42条 第8条及び第10条の規定は、関連事業者について準用する。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の方法)

第43条 売買取引は、現品又は見本によって行わなければならない。ただし、これによるのが困難なときは銘柄によることができる。

(物品の下見)

第44条 卸売業者は、売買取引に参加する者にその物品の下見をさせた後、卸売を開始するものとする。ただし、前条ただし書による場合は、この限りでない。

(上場の単位)

第45条 卸売業者は、取扱物品の売買取引の単位を定め、又は変更するときは、管理者

に届け出なければならない。

2 条例第50条ただし書の規定により、重量以外の単位で売買取引をするときは、あらかじめその品名及び単位を管理者に届け出なければならない。

(上場の順位)

第46条 せり売の方法により卸売をする場合の上場順位は、その物品の市場到着順により、同一品目に属する受託物品と買付物品とが同時に到着したときは、先に受託物品を上場しなければならない。

(売買取引の呼び値の方法)

第47条 売買取引の呼び値は、金額をもってする。

(せり売の方法)

第48条 せり売は、卸売業者がその販売物品について品種、品名、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げた後、開始しなければならない。

2 せり落しは、せり人が最高価格（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。以下同じ。）を呼び上げたとき決定し、その申込人をせり落とし人とする。

3 せり人は、最高価格の申込人が2人以上あるときは、抽せんその他適当な方法でせり落とし人を決定する。

4 せり人は、せり落とし人が決定したときは、直ちにその価格及び買受人番号（仲卸業者の許可番号又は売買参加者の承認番号をいう。以下同じ。）を呼び上げなければならない。

(せり直し)

第49条 せり売に参加した者が、そのせり落しの決定について異義があるときは、直ちにその旨を管理者に申し立てることができる。

2 管理者は、前項の申立てについて正当な事由があると認めるときは、せり直しを命ずることができる。

(指定場外保管場所)

第50条 条例第52条第1項に規定する規程で定める指定申出書は、様式第32号によるものとする。

2 条例第52条第2項に規定する届出は、様式第33号によるものとする。

(受託契約約款の届出及び変更届出書)

第51条 条例第54条第1項及び第4項に規定する届出は、様式第34号によるものとする。

(物品受領通知書等)

第52条 条例第56条第1項に規定する物品受領通知書は、様式第35号によるものとする。

2 条例第56条第1項及び条例第66条に規定する売買仕切書は、様式第36号によるものとする。

(受託物品の検査)

第53条 条例第56条第1項の規定による検査は、現物により行う。ただし、異状のある物品が遠隔地にある等、現物の確認が困難なものについては、異状が確認できる写真等で検査を行う。

2 卸売業者は、条例第56条第1項の規定により、受託物品の異状について検査員の確認を受けたときは、受託物品検査申請書を管理者に提出しなければならない。

3 前項の申請書は、様式第37号によるものとする。

4 第1項の検査は、卸売業者の立会のうえ、次に掲げる事項について行う。

(1) 種類に関すること。

(2) 個数、重量その他数量に関すること。

(3) 等級、鮮度その他品質に関すること。

(4) 荷造り及び物品損傷の有無に関すること。

5 前項の検査により受託物品に異状を確認したときは、管理者は様式第38号による検査証明書を交付する。

6 検査に当たる職員は、検査物品について必要と認める処置をとることができる。

7 前6項の規定は、販売前の買付集荷に係る物品について準用する。

(受領物品の即日販売)

第54条 卸売業者は、販売開始時刻までに受領した受託物品は特別の事由があるもののほか、その当日に販売しなければならない。

(卸売物品の買受人の明示)

第55条 条例第57条第1項に規定する規程で定める明示措置とは、様式第39号による売渡票を作成し行うものとする。

(卸売業者の届出事項)

第56条 卸売業者は、買受人が買受代金の支払を怠ったときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

(販売原票等の作成)

第57条 条例第58条に規定する規程で定める販売原票は、様式第40号によるものとする。

2 卸売業者は、前項の販売原票を作成したときは、直ちにその写しを管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が別に定めるものにより認めた場合は、この限りでない。

3 卸売業者は、販売原票に基づき売渡票を作成し、買受人がその物品を引き取る際に、照合のうえ、買受人に交付しなければならない。

(卸売業者以外の者からの買入販売)

第58条 条例第59条第2項に規定する届出は、様式第41号により行うものとする。

(仲卸しの業務以外の販売の承認申請書)

第59条 条例第60条第1項に規定する承認申請書は、様式第42号によるものとする。

(衛生上有害な物品)

第60条 条例第62条に規定する衛生上有害な物品を市場内で発見した者は、速やかに、その品名、数量及び出荷者等を管理者に報告しなければならない。

2 卸売業者及び仲卸業者並びに関連事業者は、条例第62条に規定する衛生上有害な物品又はそのおそれがある物品が市場において売買されることがないように努めるものとし、当該物品を発見したときは、速やかに、管理者にその品名、数量及び出荷者等を届け出たうえで、その処分方法について指示を受けなければならない。

(卸売予定数量等の報告)

第61条 条例第63条第1項に規定する規程で定める報告は、せり売開始時刻30分前までに、様式第43号により行うものとする。

2 条例第63条第2項に規定する規程で定める報告は、販売終了後直ちに様式第44号

により行うものとする。

3 卸売業者は、管理者が指定する情報通信システムにより、前2項で規定する報告を行うことができる。

4 条例第63条第3項に規定する規程で定める報告は、様式第45号により行うものとする。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第62条 条例第64条第1項に規定する規程で定める時刻とは、せり売開始時刻30分前とする。

(委託手数料の率の対象取扱品目等)

第63条 条例第68条第1項に規定する規程で定める品目は、次に掲げる品目とする。

(1) 野菜及びその加工品並びに第2条第1項に規定する食料品等

(2) 果実及びその加工品

(3) 生鮮水産物及びその加工品並びに第2条第2項に規定する食料品

2 条例第68条第1項に規定する規程で定める届出は、様式第46号によるものとする。

3 前項に規定する届出書は、委託手数料の率を適用し、又は変更しようとする日の60日前までに管理者に提出しなければならない。

4 条例第68条第1項の届出について、その他必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

(出荷奨励金の交付届出書等)

第64条 条例第69条第2項に規定する規程で定める届出書は、様式第47号によるものとする。

2 条例第69条第1項の届出について、その他必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

(卸売代金の変更の禁止)

第65条 卸売業者は、条例第70条の規定により、出荷者の了承が得られたものについては、様式第48号による卸売代金変更届出書を管理者に提出しなければならない。

2 条例第70条ただし書に規定する規程で定める正当な理由がある場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。



- (1) 市場取引の経験から予見できない隠れた瑕疵があるとき。
- (2) 表示された数量、品質及びその内容が著しく相違しているとき。
- (3) 見本と現品の内容が著しく相違しているとき。

3 卸売業者は、前項に規定する場合であって、卸売物品の異状について検査員の確認を受け、卸売代金を変更しようとするときは、様式第49号による確認申請書を管理者に提出しなければならない。

(完納奨励金の交付届出書等)

第66条 条例第71条第2項に規定する規程で定める届出書は、様式第50号によるものとする。

2 条例第71条第1項の届出について、その他必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

(委託者に対する応答)

第67条 卸売業者は、委託者から業務に関し正当な質問があったときは、受託物品に関する帳簿又は書類を提示し、その質問に答えなければならない。

#### 第4章 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第68条 条例第72条第1項第1号及び第2号に規定する物品の品質管理に関する事項は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 条例第72条第1項第3号に規定する品質管理の責任者（以下「品質管理責任者」という。以下同じ。）の設置については、当該施設の利用者が、様式第51号により、届け出て行うものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

3 品質管理責任者は、物品の適正な温度管理等に努めるとともに、異常を認めたときは、直ちに、管理者に申し出て指示を受けなければならない。

4 条例第72条第1項第4号に規定する物品の品質管理の高度化を図るため必要な事項とは、次の各号に掲げる事項とし、品質管理責任者は、施設の利用者に対してこれを遵守させるよう努めなければならない。

- (1) 施設及びその周辺は、清潔にしておくこと。
- (2) 施設には、 unnecessary な物品を置かないこと。

- (3) 防そ及び防虫の設備を常に点検し、必要に応じてねずみ及び害虫の駆除を実施し、その実施記録を1年間保存すること。
- (4) 手洗い設備は、手洗いに適した洗浄剤、消毒剤等を常に使用できる状態にしておくこと。
- (5) 使用する機械、器具等は清掃し、かつ、食品に直接接触する部分は、必要に応じて熱湯、蒸気、殺菌剤等で消毒して常に清潔に保つこと。
- (6) 市場で卸売される物品について、常温保存を常とするものを除き、温度管理のなされない状態にある時間が最少となるよう常に注意を払うこと。

## 第5章 市場施設の使用

### 第1節 総則

(施設使用の指定又は許可申請書)

第69条 条例第73条第1項及び第2項に規定する市場施設使用の指定又は許可の申請は、様式第52号により行うものとする。

2 第23条第2項の規定は、条例第73条第6項の保証金に準用する。

(施設の原状変更の申請書等)

第70条 使用者は、条例第75条第2項に規定する市場施設に建築、造作若しくは模様替え、又は市場施設の原状に変更を加えようとするときは、事前に様式第53号による承認申請書を管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、当該工事完了後、完工検査を受けなければこれを使用することができない。

(工事施工及び賠償免責)

第71条 管理者は、市場施設において修理を要すると認めるときは、いつでも工事を施工することができる。

2 前項の工事のため、使用者、出荷者、売買参加者又は買出人がやむを得ない損害を被ることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第72条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第76条に規定する処分又は措置を命ずることができる。

- (1) 正当な事由がなく、15日以上にわたり休業したとき。
- (2) 市場施設に関する条例若しくはこの規程又はこれらに基づく処分若しくは指示に従わないとき。
- (3) 市場施設の使用に関し、市に対して負担すべき金額の納付を怠ったとき。
- (4) 前3号のほか、管理者が公益上必要と認めるとき。

(施設の清掃及び火災の予防)

第73条 使用者は、常に市場施設の清潔を保持し、使用後は必ず清掃し、廃棄物は所定の場所に集積しなければならない。

- 2 使用者は、市場施設の使用について火災の予防に必要な措置を講じなければならない。

(共通使用施設の清掃)

第74条 市場内における共通使用の市場施設は、関係者が共同して清掃を行わなければならない。

- 2 管理者は、必要があると認めるときは、前項の清掃に関して、その区画及び費用の分担を指定することができる。

(返還手続)

第75条 使用者は、条例第77条に規定する市場施設の返還をしようとするときは、遅くとも施設を返還しようとする日の1月前までに様式第54号による市場施設返還届出書を管理者に提出し、確認を受けなければならない。

## 第2節 使用料

(使用料)

第76条 条例第80条第1項に規定する規程で定める使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）は、別表第3のとおりとする。ただし、使用料について定めのないもの、公用又は公益のために使用するものその他特別の事由があると認めるものについては、管理者が別に定める。

- 2 市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した場合における仲卸業者市場使用料の算定について、前項に定めるもののほかその他必要な事項は、管理者が別に定める。

(使用面積の算定)

第77条 使用料計算上、使用面積について1平方メートル未満の端数があるとき又は使

用面積が1平方メートル未満のときは、施設ごとに1平方メートルとして計算する。ただし、管理者が別に定めるときは、この限りでない。

(使用料の徴収)

第78条 使用料は、次に定めるところにより徴収する。ただし、管理者が別に定めるときは、この限りでない。

(1) 月の中途において市場施設を使用しなくなったときの使用料は、その月分全部を徴収する。

(2) 月に満たない使用料及び月の中途において使用を開始したときの使用料の額は、日割で計算する。この場合における日割計算の方法は、月額使用料にその月における使用日数を乗じて30で除した額とする。

(使用料の納付及び納期)

第79条 使用料の納付は、市が発行する納入通知書又は口座振替の方法により行うものとする。

2 卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料の納期は、当月分を翌月末日までとする。卸売業者売場使用料、仲卸業者売場使用料、関連事業者売場使用料、福利厚生施設（食堂）使用料、事務所使用料、倉庫使用料、冷蔵庫棟使用料、加工場使用料、空地使用料及び駐車場使用料の納期は、当月分を当月末日までとする。

3 前項に定めるもの以外の市場施設の使用料の納期は、管理者が別に定める日とする。

(延滞金)

第80条 前条第2項及び第3項に規定する納期までに納付しないときは、岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和32年市条例第37号）により督促し、延滞金を徴収するものとする。

(使用者の負担)

第81条 条例第80条第2項に規定するものは、次に掲げる場所に係る費用とする。

- (1) 卸売業者売場
- (2) 仲卸業者売場
- (3) 事務所
- (4) 関連事業者売場

(5) その他市場において指定又は許可する場所

2 条例第80条第2項に規定するもののうち、電力及び上下水道の費用（以下「徴収金」という。）の算定は、計器その他によるものとする。ただし、これにより難い事由があるときは、管理者の認定によるものとする。

（徴収金の納付及び納期）

第82条 徴収金の納付は、市が発行する納入通知書又は口座振替の方法により行うものとする。

2 徴収金の納期は、当月分を翌月末日までとする。

（組合員の連帯責任）

第83条 利用者が組合員であるときは、組合員は建物又は設備の使用について連帯してその責めを負う。

## 第6章 監督

（検査職員の身分証明書）

第84条 条例第83条第2項に規定する検査職員の身分証明書は、様式第55号によるものとする。

（改善措置命令）

第85条 条例第84条第1項第1号に規定する規程で定める率とは、1とする。

2 条例第84条第1項第2号及び第3項第1号に規定する規程で定める率とは、0.1とする。

3 条例第84条第3項第2号に規定する規程で定める年数とは、3年とする。

## 第7章 雑則

（帳票の保存）

第86条 卸売業者は、第57条第1項に規定する販売原票、第55条に規定する売渡票及び第52条第2項に規定する売買仕切書について、過去5年度分を保存しなければならない。

（掲示事項）

第87条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市場の正門横の掲示場（以下「掲示場」という。）にその旨を掲示しなければならない。

- (1) 条例第4条第2項の規定により、休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないとき。
- (2) 条例第5条第2項に規定する販売開始時刻及び販売終了時刻を変更したとき。
- (3) 条例第62条第3項に規定する物品の売買の差し止め、又は撤去を命じたとき。
- (4) 卸売業者又は仲卸業者の業務の許可の取消し、又は停止の処分があったとき。
- (5) 条例第96条に規定する卸売の業務の代行を行うとき。
- (6) 前5号のほか、管理者がその内容を掲示する必要があると認めるとき。

(書類の掲示送達)

第88条 住所又は居所が不明のため、書類を送達することができないときは、これを掲示場に掲示する。この場合において、掲示の日から起算して14日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

(入場の禁止又は退場の命令)

第89条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者については、入場の禁止又は退場を命ずることができるものとする。

- (1) 暴行その他不穏の言動をする者
- (2) 他人の業務を妨害する者
- (3) 前2号のほか、市場内の秩序を乱す者又はそのおそれのある者

附 則

1 この規程は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の岡山市中央卸売市場業務条例施行規程の規定によってした処分、手続その他の行為でこの規程の規定に相当の規定があるものは、この規程の相当の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

別表第1 (第37条関係)

関連事業者の業務の種類

条例第42条第1項に規定する業務

- 1 市場の取扱品目以外の生鮮食料品等の販売業
- 2 市場の取扱品目の小売業

3	保管，貯蔵，運搬等の業務
4	食料品加工業
5	精算代払機関
6	生鮮食料品以外の食料品及びその加工品を販売するもの
7	必要物品の販売業
8	飲食店業
9	金融業
10	清掃業
11	その他市場の機能の充実に資するもの又は市場利用者の便益を提供するもので，管理者が必要と認めるもの

別表第2（第68条関係）

施設の取扱品目及び設定温度並びに温度管理に関する事項

施設の名称	取扱品目	設定温度及び温度管理の方法
青果卸売場	野菜及び果実	低温施設売場については，7月から9月の間の19時から4時までは，摂氏25度以下に設定する。青果卸売場の一部である野菜相対品売場にある簡易低温売場については，摂氏8度以下に設定する。
青果物低温売場	野菜及び果実	野菜を取扱う売場については，摂氏8度以下に設定する。果実を取扱う売場については，摂氏6度以下に設定する。外果を取扱う売場については，摂氏5度以下に設定する。
水産卸売場	生鮮水産物及びその加工品並びに冷凍品	水産卸売場の一部である低温売場については，摂氏10度以下に設定する。
水産活魚売場	水産物鮮魚	活魚槽の水温については，摂氏18度以下に設定する。
青果仲卸売場	野菜及び果実	冷蔵庫及び空調機器等の使用により，物

		品の種類ごとに適正な温度を設定する。
水産仲卸売場	生鮮水産物及びその加工品並びに冷凍品	氷及び冷蔵庫並びに空調機器等の使用により，物品の種類ごとに適正な温度を設定する。
地場蔬菜売場	野菜及び果実	
青果加工分荷揚	野菜及び果実	
水産倉庫加工場	生鮮水産物及びその加工品並びに冷凍品	
青果冷蔵庫	野菜及び果実	野菜を取扱う冷蔵庫については，摂氏2度以下に設定する。果実を取扱う冷蔵庫については，摂氏5度以下に設定する。
水産冷蔵庫	生鮮水産物及びその加工品並びに冷凍品	生鮮水産物及びその加工品を取扱う冷蔵庫については，摂氏零下2度以下に設定する。冷凍品を取扱う冷蔵庫については，摂氏零下18度以下に設定する。

別表第3（第76条関係）

岡山市中央卸売市場施設使用料

種別	単位	金額	摘要
卸売業者市場使用料		せり売り又は相対取引に係る金額の1，000分の2.6に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加えた金額	
条例第59条第2項の規定により，		販売金額（消	



市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した場合における仲卸業者市場使用料			費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。)の1,000分の2.6に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加えた金額	
卸売業者売場使用料	卸売場	1平方メートルにつき1月	176円	
	青果物低温売場棟	1平方メートルにつき1月	764円	
	水産物活魚売場	1平方メートルにつき1月	684円	
仲卸業者売場使用料		1平方メートルにつき1月	1,210円	使用面積50平方メートルまで毎に業務用駐車場1区画を含むものとする。
関連事業者売場使用料	金融機関	1平方メートルにつき1月	1,980円	使用面積25平方メートルまで毎に業務用駐車場1区画を含むものとする。
	関連事業者店舗	1平方メートルにつき1月	1,210円	関連事業者店舗使用料に含まれる業

				務用駐車場の区画数は別に定める。
福利厚生施設（食堂）使用料		1平方メートルにつき1月	1,056円	
事務所使用料	卸売業者事務所	1平方メートルにつき1月	1,320円	
	その他事務所	1平方メートルにつき1月	1,309円	
倉庫使用料	プレハブ倉庫	1平方メートルにつき1月	605円	
	その他の倉庫	1平方メートルにつき1月	1,320円	
冷蔵庫棟使用料	青果冷蔵庫棟	1棟につき1月	1,210,000円	
	水産冷蔵庫棟	1棟につき1月	2,595,400円	平成25年度改良
加工場使用料	青果・水産加工場	1平方メートルにつき1月	1,056円	
	新設水産加工場	1平方メートルにつき1月	1,188円	昭和60年度新設
	青果分荷場	1平方メートルにつき1月	242円	
	バナナ加工場	Aブロックにつき1月	391,600円	平成24年度改良
		Bブロックにつき1月	403,000円	平成24年度改良
空地使用料		1平方メートルにつき1月	22円	

駐車場使用料	場外駐 車場	普通車，貨 物車 1	1 区画につき 1 月	1, 2 5 7 円	
		貨物車 2	1 区画につき 1 月	2, 1 1 2 円	
		貨物車 3	1 区画につき 1 月	3, 5 2 0 円	
		貨物車 4	1 区画につき 1 月	4, 4 0 0 円	
	通勤用駐車場		1 区画につき 1 月	1, 5 7 1 円	
	業務用駐車場		1 区画につき 1 月	1, 2 5 7 円	
	立体駐 車場 1 階	小	1 区画につき 1 月	3, 9 2 9 円	
		中	1 区画につき 1 月	1 1, 7 8 5 円	
		大	1 区画につき 1 月	1 5, 7 1 4 円	

#### 備考

駐車場の各区画の面積は、概ね以下のとおりとする。

##### 1 場外駐車場

ア 普通車，貨物車 1 は，幅 2. 5メートル，奥行 5. 0メートル以下とする。

イ 貨物車 2 は，幅 3. 0メートル，奥行 7. 0メートルとする。

ウ 貨物車 3 は，幅 3. 5メートル，奥行 10. 0メートルとする。

エ 貨物車 4 は，幅 3. 5メートル，奥行 12. 5メートルとする。

2 通勤用駐車場は，幅 2. 5メートル，奥行 5. 0メートル以下とする。

3 業務用駐車場は，幅 2. 5メートル，奥行 5. 0メートルとする。

4 立体駐車場 1 階

- ア 小は、幅2.5メートル、奥行7.5メートルとする。
  - イ 中は、幅3.75メートル、奥行15.0メートルとする。
  - ウ 大は、幅5.0メートル、奥行15.0メートルとする。
- 5 市場施設に付帯する業務用駐車場は、使用料算定面積に含まないものとする。

様式第1号(第4条関係)

臨時の営業又は休業の承認申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場

卸売業者  
仲卸業者  
関連事業者

名称及び  
代表者氏名



岡山市岡山市中央卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第9号）第4条の規定により、臨時の <sup>営業</sup> <sub>休業</sub> をしたいので、次のとおり申請します。

1 臨時営業の年月日	年 月 日
臨時営業に係る販売品目	
臨時営業をする理由	

2 臨時休業の年月日	年 月 日
臨時休業をする理由	

(注) この申請書は、2部提出すること。

様式第2号(第5条関係)

卸売業務許可申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

住 所

名 称 及 び

代 表 者 氏 名

印

連 絡 先 ( ) ー

岡山市中央卸売市場業務条例(令和2年市条例第28号)第12条第1項の規定により、卸売の業務の許可を受けたいので、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

資本金又は出資の額	
役員の氏名	
取扱品目	
添 付 書 類	
1 定款 2 商業登記簿の謄本 3 役員名簿 4 役員の履歴書(写真貼付) 5 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面 6 最近2年間における事業報告書(卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第7条第1項に規定する別記様式第2号) 7 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書 8 支配関係を有する法人の名称及び住所、その法人の総株主等の議決権の数及び当該議決権の数のうち申請者が有する議決権の数、支配関係を有するに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書 9 役員の誓約書(様式第3号) 10 市区町村長が発行する役員の身分証明書 11 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書	

様式第3号(第8条関係)

誓 約 書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者

名 称 及 び

代表者氏名

㊟

卸売市場法並びに関係法規及び岡山市中央卸売市場業務条例及びその規程等を遵守のう  
え、誠実に取引業務を行うことはもとより、万一これらの諸法令に違反し、又はその他の指  
示に対して不都合な行為があったときは、許可の取消しその他処分を受けても異議はあり  
ません。

又、卸売市場法並びに関係法規、条例及びその規程等に規定する欠格事由には、該当して  
いません。以上のとおり、誓約します。

様式第4号(第11条関係)

卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

譲渡人 岡山市中央卸売市場 卸売業者

名 称

代表者氏名

㊟

譲受人 住 所

名 称

代表者氏名

㊟

卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けについて認可を受けたいので、岡山市中央卸売市場業務条例(令和2年市条例第28号)第19条第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

譲受人の資本金又は出資の額	
譲受人の役員の名	
譲り渡す事業に係る取扱品目	
譲渡し及び譲受けの予定年月日	年 月 日
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	
添 付 書 類	
1 定款 2 商業登記簿の謄本 3 役員名簿 4 役員の履歴書(写真貼付) 5 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面 6 最近2年間における事業報告書(卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第7条第1項に規定する別記様式第2号) 7 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書 8 支配関係を有する法人の名称及び住所、その法人の総株主等の議決権の数及び当該議決権の数のうち申請者が有する議決権の数、支配関係を有するに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書 9 役員誓約書(様式第3号) 10 市区町村長が発行する役員身分証明書 11 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書 12 譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し	



様式第5号(第12条関係)

卸売業者の合併の認可申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者

名 称

代表者氏名

㊟

住 所

名 称

代表者氏名

㊟

卸売業者の合併の認可を受けたいので、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第19条第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

合併後存続する法人 又は 合併により設立される法人	住 所	
	名 称	
合併の予定年月日	年 月 日	
添 付 書 類		
1 定款		
2 商業登記簿の謄本		
3 役員名簿		
4 役員の履歴書(写真貼付)		
5 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面		
6 最近2年間における事業報告書（卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第7条第1項に規定する別記様式第2号）		
7 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書		
8 支配関係を有する法人の名称及び住所、その法人の総株主等の議決権の数及び当該議決権の数のうち申請者が有する議決権の数、支配関係を有するに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書		
9 役員の誓約書（様式第3号を準用）		
10 市区町村長が発行する役員の身分証明書		
11 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書		
12 合併に係る契約書の写し		
13 独占禁止法（昭和22年法律第54号）第15条第2項の規定による届出受理書の写し		

(注)1 添付書類2, 6, 11は、合併前の会社のもの。

2 添付書類1, 3, ~5, 7~10までは、合併後存続する法人又は合併により設立される法人のもの。

様式第6号(第12条関係)

卸売業者の合併手続の完了報告書

年 月 日

市場事業管理者 様

新設会社又は存続会社

住 所

名 称

代表者氏名



卸売業者の合併手続が完了したので、岡山市中央卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第9号）第12条第2項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり報告します。

合併の完了の年月日	年 月 日
添 付 書 類	
1 消滅会社の商業登記簿の謄本 2 新設会社又は存続会社の商業登記簿の謄本 3 定款 4 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面 5 役員名簿 6 役員の履歴書(写真貼付) 7 市区町村長が発行する役員の身分証明書 8 役員の誓約書(様式第3号)	

(注)1 添付書類3、4は、認可申請書の添付書類の内容に変更がある場合、添付すること。

2 添付書類5～8までは、新たに就任した役員がある場合、添付すること。

様式第7号(第12条関係)

卸売業者の新設分割の認可申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者

名 称

代表者氏名



卸売業者の新設分割の認可を受けたいので、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第19条第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

新設会社	住 所	
	名 称	
会社分割の予定年月日	年 月 日	
分割に係る取扱品目		
分割を必要とする理由		
添 付 書 類		
1 定款 2 商業登記簿の謄本 3 貸借対照表及び損益計算書 4 この事業開始後2年間の事業計画書 5 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面 6 役員名簿 7 役員の履歴書(写真貼付) 8 市区町村長が発行する役員の身分証明書 9 役員の誓約書(様式第3号を準用) 10 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書 11 分割計画書の写し		

(注)1 添付書類2, 3, 10は、分割会社のもの。

2 添付書類1, 4~9までは、新設会社のもの。

様式第8号(第12条関係)

卸売業者の吸収分割の認可申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者

名 称

代表者氏名

㊟

承継会社

住 所

名 称

代表者氏名

㊟

卸売業者の吸収分割の認可を受けたいので、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第19条第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

承継会社	住 所	
	名 称	
会社分割の予定年月日		年 月 日
分割に係る取扱品目		
分割を必要とする理由		
添 付 書 類		
1 定款 2 商業登記簿の謄本 3 貸借対照表及び損益計算書 4 この事業開始後2年間の事業計画書 5 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面 6 役員名簿 7 役員の履歴書(写真貼付) 8 市区町村長が発行する役員の身分証明書 9 役員の誓約書(様式第3号を準用) 10 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書 11 分割契約書の写し		

(注)1 添付書類2, 3は、分割会社及び承継会社のもの。

2 添付書類1, 4~10までは、承継会社のもの。

様式第9号(第12条関係)

卸売業者の会社分割手続の完了報告書

年 月 日

市場事業管理者 様

新設会社又は承継会社

住 所

名 称

代表者氏名



卸売業者の会社分割手続が完了したので、岡山市中央卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第9号）第12条第5項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり報告します。

会社分割の完了の年月日	年 月 日
添 付 書 類	
1 商業登記簿の謄本 2 定款 3 株主，出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面 4 役員名簿 5 役員の履歴書(写真貼付) 6 市区町村長が発行する役員の身分証明書 7 役員の誓約書(様式第3号を準用)	

(注)1 添付書類1は，新設会社若しくは承継会社のもの。

2 添付書類2，3は，認可申請書の添付書類の内容に変更がある場合，添付すること。

3 添付書類4～7までは，新たに就任した役員がある場合，添付すること。

様式第10号(第13条関係)

卸売業者の名称変更等の届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者  
名称及び  
代表者氏名



名称等を変更したので、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第20条の規定により、関係書類を添付して、次のとおり届けます。

届出(変更)事項	届出(変更)内容	備考(添付書類)
1 卸売の業務の開始, 休止, 再開, 廃止		
2 定 款	(新)	定款
	(旧)	
3 名 称	(新)	商業登記簿の謄本
	(旧)	
4 住 所	(新)	
	(旧)	
5 役 員	(新)	役員名簿 履歴書(写真貼付) 市区町村長が発行する身分証明書 誓約書(様式第3号を準用) 商業登記簿の謄本
	(旧)	
6 資 本 金 又 は 出 資 の 額	(新)	商業登記簿の謄本 株主名簿
	(旧)	
7 解 散		

(注) 1 卸売の業務の開始, 休止, 再開, 廃止又は解散の届け出に当たっては, その期日を記入すること。

2 解散の場合, 清算人が届け出ること。

様式第11号(第16条関係)

せり人登録申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者  
名称及び  
代表者氏名

㊟

次の者について、岡山市中央卸売市場におけるせり人として登録を受けたいので、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第24条第2項の規定により、関係書類を添付して、申請します。

氏名	生年月日	住所	取扱品目

添付書類

- 1 履歴書(写真貼付)
- 2 市区町村長が発行する身分証明書
- 3 3cm×2cmの写真2枚(申請前3か月以内に撮影した正面、上半身、脱帽)
- 4 社内研修結果報告書
- 5 誓約書(様式第3号を準用)

第 号

申請のとおり、せり人登録簿に登録したことを通知します。

年 月 日

市場事業管理者

㊟

(注) この申請書は、2部提出すること。

様式第12号(第16条関係)

せ り 人 登 録 簿

氏 名		生 年 月 日		住 所		所 属	
登録番号	年 月 日 登 録			登 録 事 項 変 更			
第 号	年 月 日 更 新						
	年 月 日 更 新						
	年 月 日 更 新						
	年 月 日 更 新						
	年 月 日 改 制 消 除 取 消 し						
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
写 真 1	写 真 2	写 真 3	写 真 4	写 真 5			



様式第13号(第16条関係)

(表)

せり人登録証		登録番号第	号
所属		写真	
氏名			
生年月日			
上記の者は、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第24条第4項に規定するせり人登録簿に登録したせり人であることを証明する。			
	有効期限	年 月 日発行 年 月 日まで	
	市場事業管理者		印

6cm

9cm

(裏)

注意事項

- 1 せりに従事するときは、必ず本証を携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与しないこと。
- 3 本証を紛失し、損傷し、又は本証の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出ること。
- 4 本証は、登録の取消し若しくは消除を受けたとき、又は有効期間が満了したときは、直ちに返還すること。
- 5 本証は、本来の目的以外に使用しないこと。

様式第14号(第18条関係)

せり人登録更新申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者  
名称及び  
代表者氏名



次の者について、岡山市中央卸売市場におけるせり人の登録の更新を受けたいので、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第25条第2項の規定により、関係書類を添付して、申請します。

氏名	生年月日	住所	登録年月日	登録番号

添付書類

- 3cm×2cmの写真2枚(申請前3か月以内に撮影した正面, 上半身, 脱帽)
- 内申書

第 号

申請のとおり、せり人登録簿に登録したことを通知します。

年 月 日

市場事業管理者



(注) この申請書は、2部提出すること。

様式第15号(第19条関係)

せり人の記章



直径	4cm		
地色	取扱品目	青果物	草色
		水産物	青色
市章色			金色



様式第17号(第21条関係)

仲卸業務許可申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

住 所

名称及び  
代表者氏名



連絡先( ) ー

岡山市中央卸売市場業務条例(令和2年市条例第28号)第31条第1項の規定により、仲卸しの業務の許可を受けたいので、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

資本金又は出資の額	
役員 の 氏 名	
取 扱 品 目	
添 付 書 類	
1 定款 2 商業登記簿の謄本 3 貸借対照表及び損益計算書 4 この事業開始後2年間の事業計画書 5 株主, 出資者又は組合員別の持株数及び出資額を記載した書面 6 役員名簿 7 市区町村長が発行する役員の身分証明書 8 役員の履歴書(写真貼付) 9 役員の誓約書(様式第3号を準用) 10 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書	

様式第18号(第24条関係)

仲卸業者の営業又は事業の譲渡し及び譲受け認可申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

譲渡人 岡山市中央卸売市場 仲卸業者

許可番号 番

名称

代表者氏名

印

譲受人 住所

名称

代表者氏名

印

仲卸業者の営業又は事業の譲渡し及び譲受けについて認可を受けたいので、岡山市中央卸売市場業務条例(令和2年市条例第28号)第35条第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

譲受人の資本金又は出資の額	
譲受人の役員の氏名	
譲り渡す営業又は事業に係る取扱品目	
譲渡し及び譲受けの予定年月日	年 月 日
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	
添 付 書 類	
1 定款 2 商業登記簿の謄本 3 貸借対照表及び損益計算書 4 この事業開始後2年間の事業計画書 5 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面 6 役員名簿 7 役員の履歴書(写真貼付) 8 市区町村長が発行する役員の身分証明書 9 役員の誓約書(様式第3号を準用) 10 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書 11 譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し	

様式第19号(第25条関係)

仲卸業者の合併の認可申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 仲卸業者

許可番号 番

名 称

代表者氏名

印

住 所

名 称

代表者氏名

印

仲卸業者の合併の認可を受けたいので、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第35条第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

合併後存続する法人 又は 合併により設立される法人	住所	
	名称	
合併の予定年月日	年 月 日	
添 付 書 類		
1 定款 2 商業登記簿の謄本 3 貸借対照表及び損益計算書 4 この事業開始後2年間の事業計画書 5 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面 6 役員名簿 7 役員の履歴書(写真貼付) 8 市区町村長が発行する役員の身分証明書 9 役員の誓約書(様式第3号を準用) 10 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書 11 合併に係る契約書の写し 12 独占禁止法（昭和22年法律第54号）第15条第2項の規定による届出受理書の写し		

(注)1 添付書類2, 3, 10は、合併前の会社のもの。

2 添付書類1, 4~9までは、合併後存続する法人又は合併により設立される法人のもの。

様式第20号(第25条関係)

仲卸業者の合併手続の完了報告書

年 月 日

市場事業管理者 様

新設会社又は存続会社

住 所

名 称

代表者氏名

印

仲卸業者の合併手続が完了したので、岡山市中央卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第9号）第25条第2項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり報告します。

合併の完了の年月日	年 月 日
添 付 書 類	
1 消滅会社の商業登記簿の謄本 2 新設会社又は存続会社の商業登記簿の謄本 3 定款 4 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面 5 役員名簿 6 役員の履歴書(写真貼付) 7 市区町村長が発行する役員の身分証明書 8 役員の誓約書(様式第3号を準用)	

(注)1 添付書類3、4は、認可申請書の添付書類の内容に変更がある場合、添付すること。

2 添付書類5～8までは、新たに就任した役員がある場合、添付すること。



様式第21号(第25条関係)

仲卸業者の新設分割の認可申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 仲卸業者

許可番号 番

名 称

代表者氏名



仲卸業者の新設分割の認可を受けたいので、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第35条第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

新設会社	住 所	
	名 称	
会社分割の予定年月日	年 月 日	
分割に係る取扱品目		
分割を必要とする理由		
添 付 書 類		
1 定款 2 商業登記簿の謄本 3 貸借対照表及び損益計算書 4 この事業開始後2年間の事業計画書 5 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面 6 役員名簿 7 役員の履歴書(写真貼付) 8 市区町村長が発行する役員の身分証明書 9 役員の誓約書(様式第3号を準用) 10 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書 11 分割計画書の写し		

(注)1 添付書類2, 3, 10は、分割会社のもの。

2 添付書類1, 4~9までは、新設会社のもの。

様式第22号(第25条関係)

仲卸業者の吸収分割の認可申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 仲卸業者

許可番号 番

名称

代表者氏名

印

承継会社

住所

名称

代表者氏名

印

仲卸業者の吸収分割の認可を受けたいので、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第35条第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

承継会社	住所	
	名称	
会社分割の予定年月日	年 月 日	
分割に係る取扱品目		
分割を必要とする理由		
添付書類		
1 定款 2 商業登記簿の謄本 3 貸借対照表及び損益計算書 4 この事業開始後2年間の事業計画書 5 株主、出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面 6 役員名簿 7 役員の履歴書(写真貼付) 8 市区町村長が発行する役員の身分証明書 9 役員の誓約書(様式第3号を準用) 10 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書 11 分割契約書の写し		

(注)1 添付書類2, 3は、分割会社及び承継会社のもの。

2 添付書類1, 4~10までは、承継会社のもの。

様式第23号(第25条関係)

仲卸業者の会社分割手続の完了報告書

年 月 日

市場事業管理者 様

新設会社又は承継会社

住 所

名 称

代表者氏名



仲卸業者の会社分割手続が完了したので、岡山市中央卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第9号）第25条第5項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり報告します。

会社分割の完了の年月日	年 月 日
添 付 書 類	
1 商業登記簿の謄本 2 定款 3 株主，出資者又は組合員の持株数又は出資額を記載した書面 4 役員名簿 5 役員の履歴書(写真貼付) 6 市区町村長が発行する役員の身分証明書 7 役員の誓約書(様式第3号を準用)	

(注)1 添付書類1は，新設会社若しくは承継会社のもの。

2 添付書類2，3は，認可申請書の添付書類の内容に変更がある場合，添付すること。

3 添付書類4～7までは，新たに就任した役員がある場合，添付すること。

様式第24号(第26条関係)

仲卸業者の名称変更等の届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 仲卸業者

許可番号 番

名 称

代表者氏名

印

連絡先( ) ー

名称等を変更したので、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第36条の規定により、関係書類を添付して、次のとおり届け出ます。

届出(変更)事項	届出(変更)内容	備考(添付書類)
1 仲卸しの業務の開始, 休止, 再開, 廃止		
2 住 所	(新)	商業登記簿の謄本
	(旧)	
3 名 称	(新)	商業登記簿の謄本
	(旧)	
4 代 表 者	(新)	履歴書(写真貼付) 商業登記簿の謄本 誓約書(様式第3号を準用) 役員名簿 市区町村長が発行する身分証明書
	(旧)	
5 代表者以外の役員	(新)	履歴書(写真貼付) 商業登記簿の謄本 誓約書(様式第3号を準用) 役員名簿 市区町村長が発行する身分証明書
	(旧)	
6 資本金又は出資の額	(新)	商業登記簿の謄本 株主名簿
	(旧)	
7 解 散		

(注)1 業務の開始, 休止, 再開, 廃止又は解散の届け出に当たっては, その期日を記入すること。

2 解散の場合, 清算人が届け出ること。

様式第25号(第27条関係)

事業報告書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 仲卸業者  
名称及び  
代表者氏名

印

岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第37条の規定により、次のとおり事業報告書を提出します。

1 期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 経理の状況

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 販売費及び一般管理費勘定科目内訳書
- (4) 利益金処分書又は欠損金処分書

3 業務の状況

(1) 役員名簿(非常勤役員を含む。)

役職名	役員の氏名	当該仲卸業務以外に兼務している会社名等

(2) 株主又は出資者名簿(従業員を含む。)

株主又は出資者の氏名	持株数又は出資額

## (3) 従業員の状況

区 分	役 員	正社員	パート社員	アルバイト
人 数	人	人	人	人

## (4) 種類別取扱高

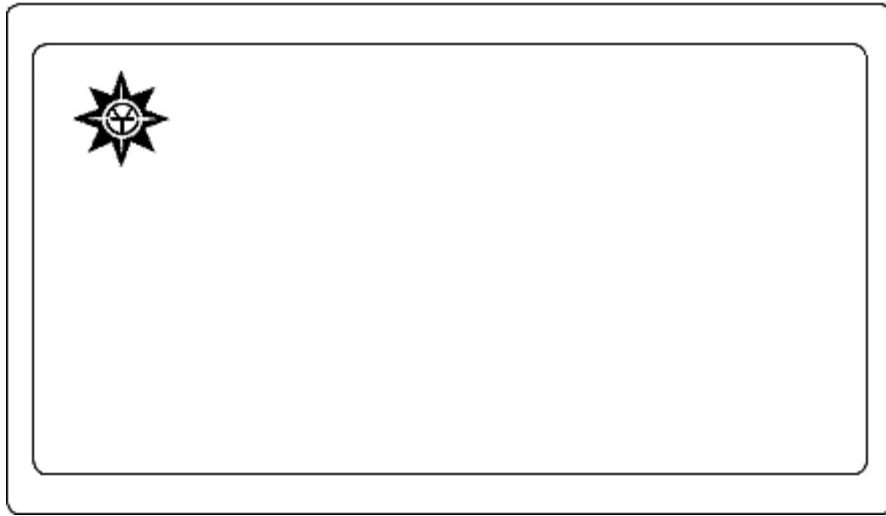
取扱品目	種 類 別	卸売業者からの仕入販売		卸売業者以外からの買付販売		合 計	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
1 青果物	野 菜	kg	円	kg	円	kg	円
	果 実						
	そ の 他						
2 水産物	生鮮水産物	kg	円	kg	円	kg	円
	冷凍水産物						
	加工水産物						
	そ の 他						
当 期 合 計(A)		kg	円	kg	円	kg	円
前 年 同 期(B)							
前年同期対比 $\frac{(A)}{(B)}$		%	%	%	%	%	%

## (5) 販売先別売上金額

販売先		売上金額	売上金額
市内販売先	一般小売店		千円
	大規模小売店		千円
	地方大口業者		千円
	その他		千円
市外販売先	岡山県内販売先	一般小売店	千円
		大規模小売店	千円
		地方大口業者	千円
		その他	千円
	岡山県外販売先	一般小売店	千円
		大規模小売店	千円
		地方大口業者	千円
		その他	千円
合計			千円

様式第26号(第28条関係)

仲 卸 業 者 の 記 章



中央に大きく許可番号を記入する。

材 質 プラスチック

大 き さ 6cm×11cm

地 色 白

市 章 色 黒

数字の色 赤

枠 の 色 取扱品目 青果物 緑色  
水産物 青色




様式第27号(第30条関係)

売買参加者承認申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

申請者 住 所  
商 号  
氏名又は  
名 称  
代表者氏名  
連絡先( ) 一 

岡山市中央卸売市場業務条例(令和2年市条例第28号)第38条第1項の規定により、売買参加者の承認を受けたいので、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

店 舗 の 住 所	
資本金又は出資の額	
役 員 の 氏 名	
店 舗 面 積	m <sup>2</sup> ( 店舗)
従 業 員 数	役員 人, 正社員 人, パート 人 合計 人
取 扱 品 目	
年 間 買 受 額	
添 付 書 類	
個 人 の 場 合	法 人 の 場 合
1 履歴書(写真貼付) 2 資産調書 3 市区町村長が発行する身分証明書 4 誓約書(様式第3号を準用) 5 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書	1 定款 2 商業登記簿の謄本 3 貸借対照表及び損益計算書 4 株主, 出資者又は組合員別の持株数又は出資額を記載した書面 5 代表者の履歴書(写真貼付) 6 代表者の誓約書(様式第3号を準用) 7 市区町村長が発行する代表者の身分証明書 8 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書

(注)1 申請者の住所欄は、個人の場合は居宅の住所、法人の場合は本店の住所を記入すること。

2 法人の場合の添付書類5については、代表者が売買取引に参加しない者であれば、省略することができる。

様式第28号(第32条関係)

売買参加者の名称変更等の届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 売買参加者

承認番号 番

住 所

名称又は商号

代表者氏名

印

連絡先( ) ー

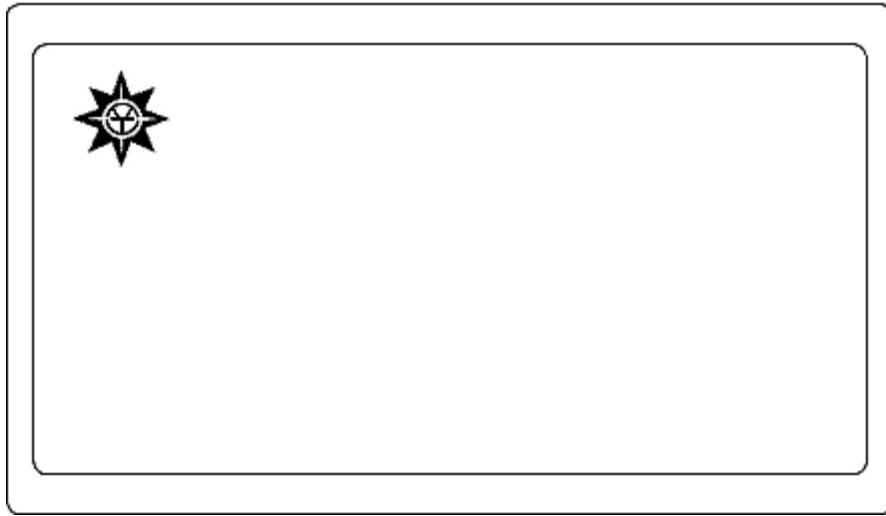
名称等を変更したので、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第40条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出(変更)事項	届出(変更)内容	備考(添付書類)
1 住 所	(新)	個人の場合：住民票，賃貸契約書等 ※住所の確認ができるもの 法人の場合：商業登記簿の謄本
	(旧)	
2 名称又は商号	(新)	法人の場合：商業登記簿の謄本
	(旧)	
3 代 表 者	(新)	履歴書(写真貼付) 誓約書(様式第3号を準用) 市区町村長が発行する身分証明書 法人の場合：商業登記簿の謄本
	(旧)	
4 卸売業者から 卸売を受ける ことの廃止		
5 死亡又は解散		

- (注)1 廃止，死亡又は解散の届け出に当たっては，その期日を記入すること。  
2 代表者変更の添付書類である履歴書については，代表者が売買取引に参加しない者であれば，省略することができる。  
3 売買参加者の死亡又は解散の場合，相続人又は清算人が届け出ること。

様式第29号(第33条関係)

売 買 参 加 者 の 記 章



中央に大きく承認番号を記入する。

材 質 プラスチック

大 き さ 6cm×11cm

地 色 白

市 章 色 黒

数字の色 黒

枠 の 色 取扱品目 青果物 緑色  
水産物 青色

様式第30号(第38条関係)

関連事業許可申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

住 所  
商 号  
氏名又  
は名称  
代表者氏名 (印)  
連絡先( ) ー

関連事業の許可を受けたいので、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第42条第2項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

資本金又は出資の額	
役 員 の 氏 名	
業 務 の 種 類	
業 務 の 内 容	
添 付 書 類	
個 人 の 場 合	法 人 の 場 合
1 履歴書(写真貼付) 2 資産調書 3 市区町村長が発行する身分証明書 4 この事業開始後2年間の事業計画書 5 誓約書(様式第3号を準用) 6 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書	1 定款 2 商業登記簿の謄本 3 貸借対照表及び損益計算書 4 この事業開始後2年間の事業計画書 5 株主, 出資者又は組合員別の持株数又は出資額を記載した書面 6 役員名簿 7 市区町村長が発行する代表者の身分証明書 8 代表者の履歴書(写真貼付) 9 代表者の誓約書(様式第3号を準用) 10 市区町村長が発行する未納の税額がないことの証明書

(注) 個人事業者が商号登記をしている場合、商号登記簿の謄本を添付すること。

様式第31号(第41条関係)

関連事業者の名称変更等の届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場関連事業者

住所及び名称

代表者氏名

㊟

連絡先( ) —

名称等を変更したので、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第47条の規定により、関係書類を添付して、次のとおり届け出ます。

届出(変更)事項	届出(変更)内容	備考(添付書類)
1 関連事業の開始 休止, 再開, 廃止		
2 住 所	(新)	商業登記簿の謄本
	(旧)	
3 名称又は商号	(新)	商業登記簿の謄本
	(旧)	
4 代 表 者	(新)	履歴書(写真貼付) 商業登記簿の謄本 誓約書(様式第3号を準用) 役員名簿 市区町村長が発行する身分証明書
	(旧)	
5 代 表 者 以 外 の 役 員	(新)	商業登記簿の謄本 役員名簿
	(旧)	
6 資 本 金 又 は 出 資 の 額	(新)	商業登記簿の謄本
	(旧)	
7 死亡又は解散		

- (注)1 関連事業の開始, 休止, 再開, 廃止の届け出に当たっては, その期日を記入すること。  
2 個人事業者が商号登記をしている場合, 商号登記簿の謄本を添付すること。  
3 関連事業者の死亡又は解散の場合, 相続人又は清算人が届け出るとともに, その期日を記入すること。

様式第32号(第50条関係)

市場外保管場所の指定申出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者  
名称及び  
代表者氏名



市場外保管場所の指定を受けたいので、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第52条第1項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申し出ます。

施設の所在地	
施設の名称	
保管物品の種類	
指定を必要とする理由	

- (注)1 施設の位置、種類、規模を記載した書面を添付すること。  
2 当該保管場所の位置を示した地図を添付すること。

様式第33号(第50条関係)

市場外保管場所の指定解除届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者  
名称及び  
代表者氏名



岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第52条第2項の規定により、市場外保管場所の指定を解除したいので、次のとおり届け出ます。

施設の所在地	
施設の名称	
保管物品の種類	
指定年月日	年 月 日
解除する理由	

様式第34号(第51条関係)

受託契約約款(変更)届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者  
名称及び  
代表者氏名

㊞

別紙のとおり、受託契約約款を <sup>定めました</sup> <sub>変更します</sub> ので、岡山市中央卸売市場業務条例(令和2年市条例第28号)第54条の規定により、届け出ます。

(注)変更の届け出の場合、新旧対照表を添付すること。





様式第36号(第52条関係)

売 買 仕 切 書

	系統団体	PAGE No.

(品名コード)	仕切No.	農協コード	売立年月日

品名コード	荷印	品 名	荷姿	量目	等級・階級	数量	単価	金額

発送駅(港) 月 日発  
 到着駅(港) 月 日着

貨車番号・船名  
 取扱運送店

送り状 No.

備 考

着払	元払

計 ( 税 抜 き )	
消費税額及び地方消費税額	
合 計 ( 税 込 )	
委託手数料(税込)	
控除金額	運 賃
差引仕切金額	

様式第37号(第53条関係)

受託物品検査申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者  
名称及び  
代表者氏名



受託物品の検査の証明を受けたいので、岡山市中央卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第9号）第53条第2項の規定により、次のとおり申請します。

委託者	住所						
	氏名						
年 月 日積		積出地					
列車番号		貨車番号		自動車名		船名	
検査区分	申請事項						
品名・銘柄							
総出荷量							
損敗等異状のある物品の数量							
損敗等異状の内容							
到着日時	月 日 午		前後	時 分			
検査日時	月 日 午		前後	時 分			
備考							

(注) 遠隔地にある等の理由により写真による確認を受ける場合は、その写真を添付すること。

様式第38号(第53条関係)

受託物品検査証明書

岡市場証第 号  
年 月 日

[受託者]

岡山市中央卸売市場 卸売業者  
名称及び代表者氏名 様

市場事業管理者 (印)  
検査員 氏名 (印)

岡山市中央卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第9号）第53条第5項の規定により，申請のあった受託物品検査の結果を次のとおり証明する。

委託者	住所						
	氏名						
年 月 日積		積出地					
列車番号		貨車番号		自動車名		船名	
検査区分	申請事項						
品名・銘柄							
総出荷量							
損敗等異状のある物品の数量							
損敗等異状の内容							
到着日時	月	日	午	前後	時	分	
検査日時	月	日	午	前後	時	分	
備考							

様式第39号(第55条関係)

売 渡 票			
			年 月 日
出 荷 者	品 名	原産地, 産地又は出荷地	
荷姿, 量目, 等階級	数 量		
	単 価		
	円		
備 考	金 額		
	千	円	
	売 渡 先		
	様		

様式第40号(第57条関係)

販 売 原 票

No. \_\_\_\_\_

出荷者	系統			責任者検印	せり人	記帳者	荷受者	置場所
	住所							
	氏名							
				出荷月日		買付・委託	選別	
貨車 記号・番号				取扱運送店		トラックNo.		
控 除 名						率又は金額		
出 報 (送り状)No.				事 故 区 分				
品 名				送り状 数 量			受 取 数 量	
No. 個印	品 種	荷 姿 量 目	等級・階級	数 量	分割数量	単 価	金 額	売渡先
年 月 日販売			小 計					¥
			合 計					



様式第42号(第59条関係)

仲卸しの業務以外の販売に係る承認申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 仲卸業者  
名称及び  
代表者氏名

印

市場外において、仲卸しの業務としてする場合以外に取扱品目に属する生鮮食料品等を販売したいので、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第60条第1項の規定により、次のとおり申請します。

業 務 の 内 容	
業務を営む理由	
業務開始の予定 年 月 日	
事 業 計 画	
施設の所在地	

- (注) 1 当該施設の位置、規模を記載した書面を添付すること。  
2 当該施設の位置を示した地図を添付すること。  
3 この申請書は2部提出すること。



様式第43号(第61条関係)

卸売予定数量等報告書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者  
名称及び  
代表者氏名

印

岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第63条第1項の規定により、次のとおり報告します。

品 目	主要産地	取引方法	単 位	卸 売 予 定 数 量	
				個数	数 量
そ の 他					
合 計					

(注) 取引方法の欄については、せり売、相対取引の別を記入すること。

様式第44号(第61条関係)

主要品目販売価格報告書(市況日報)

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者  
名称及び  
代表者氏名



市況概況		天候	卸売数量
------	--	----	------

品 目	取引方法	卸売数量	主要産地	単位	卸 売 価 格			商 況
					高値	中値	安値	
	せり売							
	相対取引							
	せり売							
	相対取引							
	せり売							
	相対取引							
	せり売							
	相対取引							
	せり売							
	相対取引							



様式第46号(第63条関係)

委託手数料の率に関する(変更)届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者  
名称及び  
代表者氏名



卸売のための販売の委託の引き受けについて委託者から収受する委託手数料の率を定めようとするため(変更しようとするため)、岡山市中央卸売市場業務条例(令和2年市条例第28号)第68条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 委託手数料率		品 目	率
	(新)		
(旧)			
(新)			
(旧)			
(新)			
(旧)			
(新)			
(旧)			
(新)			
(旧)			
2 委託手数料率の適用日	年 月 日		
3 委託手数料率の委託者への周知方法			
4 その他の特記事項			

様式第47号(第64条関係)

出荷奨励金の交付届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者  
名称及び  
代表者氏名



出荷奨励金を交付しますので、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第69条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

交付先	氏名又は名称	
	住 所	
対 象 物 品 の 品 目		
対 象 期 間		
交 付 基 準		
理 由		

様式第48号(第65条関係)

卸売代金変更届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者  
名称及び  
代表者氏名



卸売代金の変更について、出荷者の了承が得られましたので、岡山市中央卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第9号）第65条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

出荷者の住所 及び氏名			
品名			
事故内容			
売渡数量		事故数量	
売渡単価		事故により減額 すべき単価	
買受人番号		減額後の単価	
売渡期日			
備考			

様式第49号(第65条関係)

卸売物品確認申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者  
名称及び  
代表者氏名

㊟

次のとおり確認を受けたいので、岡山市中央卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第9号）第65条第3項の規定により、申請します。

出荷者の住所 及び氏名			
品名			
事故内容			
売渡数量		事故数量	
売渡単価		事故により減額 すべき単価	
買受人番号		減額後の単価	
売渡期日			
市検査員氏名			
事故委員氏名			
備考			

(注) この申請書は、2部提出すること。

様式第50号(第66条関係)

完納奨励金の交付届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場 卸売業者  
名称及び  
代表者氏名



完納奨励金を交付しますので、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第71条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

交付先	氏名又は名称	
	住 所	
期 日 又 は 期 間		
交 付 基 準		
理 由		



様式第51号(第68条関係)

品質管理責任者の設置届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場

卸売業者  
仲卸業者  
関連事業者

名称及び  
代表者氏名



品質管理の責任者を設置したので、岡山市中央卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第9号）第68条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設 の 名 称	
責任者の役職名 及び氏名	
連 絡 先	
設 置 年 月 日	年 月 日

様式第52号(第69条関係)

市場施設使用指定申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場  
名称及び  
代表者氏名



市場施設の使用指定を受けたいので、岡山市中央卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第9号）第69条の規定により、次のとおり申請します。

	施設の種類	使用面積等	備考
使 用 施 設	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用目的			
その他必要な事項			

様式第53号(第70条関係)

原状変更承認申請書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場

名称及び

代表者氏名



市場施設の原状変更をしたいので、岡山市中央卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第9号）第70条第1項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

なお、承認のうえは業務条例その他の関係法令を遵守し、貴市になんらのご迷惑もおかけしないことを誓約いたします。

変更場所	
変更内容	
変更理由	
構造	
その他	
添付書類	
1 設計書又は費用見積書 2 設計図 3 工程表 4 施工前後の現場写真	

様式第54号(第75条関係)

市場施設(設備)返還届出書

年 月 日

市場事業管理者 様

岡山市中央卸売市場  
名称及び  
代表者氏名



市場施設(設備)を返還するので、岡山市中央卸売市場業務条例施行規程(令和2年市市場事業部管理規程第9号)第75条の規定により、次のとおり届け出ます。

返還する事由	
返還年月日	年 月 日
施設(設備)の種類	
場 所	
面 積	平方メートル
指 定 年 月 日 許 可	年 月 日

(表)

		第	号
検査職員身分証明書			
氏名			
上記の者は、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号）第83条第1項の規定による検査に従事する職員であることを証明する。			
写 真			年 月 日
	市場事業管理者		印

(裏)

岡山市中央卸売市場業務条例抜粋

第83条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、取引参加者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に取引参加者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類及びその他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。